

平成 20 年 9 月定例会 かながわ活性化特別委員会にて質疑を行いました。

小野寺

私からは、今日これまでにいろいろ質疑の中で出てきました NPO 等と県との協働事業、これは当然期限が決まっているものでありますので、その期限を迎えたとき、またその期限が終わった後、これをどういうふうに扱うのかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

その前に、ちょっと県と NPO 等との協働事業について若干整理をしたいんですけれども、NPO や民間からプランを県に投げ掛けられるのはかながわボランティア活動推進基金 21、県から民間に対してボールを投げるのが県提案型協働事業という解釈でよろしいかと思うんですけれども、かながわボランティア活動推進基金 21 による取組の中で、NPO 等と県が協働して行う事業については協働事業負担金、これは年 1,000 万円以下で 5 年以内、NPO が独自に公益性の高い事業を行うものについては、ボランティア活動補助金ですか、これが年 200 万円以下でこれは経費の 2 分の 1 で 3 年以内というようなことだというふうに解釈をしています。まず、それぞれの負担金いわば補助金について、金額とか期限の根拠と、あともう一つ、対等な立場でパートナーシップを組むということについてちょっとイメージがつかめないんですけれども、例えば具体の事業などを例にとってみると、どういうことが NPO 等と県が対等の立場でパートナーシップを組むということになるのかということ若干少し説明をしていただきたいと思います。

かながわ県民活動サポートセンター所長

まず基金 21 の事業の関係について御説明をいたします。

委員お話しのとおり、協働事業負担金につきましては助成額が 1,000 万円以内というふうなことでございまして、これにつきましてはこの基金の事業を組み立てるに当たりまして、当時、平成 10 年の厚生労働省の方が、当時は労働省でしたけれども、厚生労働省の方が民間非営利組織の活動と労働行政に関する調査研究報告書というふうなものを出しておりまして、そこで民間非営利組織の有給スタッフの典型的な形態といたしまして、家計を支えている 20 代から 30 代の男性が年収 288 万円であるというふうな報告を出しております。そうした中で、この金額は毎月勤労統計調査の結果と比較して半分にも満たないというふうな状況が当時ございましたので、一人当たりの年間給与をおおむね 350 万円程度ということで見込んでいたところでございます。そうして規模の大きな協働事業の場合、1,000 万円の事業ということですから、ということになりますと、事業にかかわるスタッフが多くなるだろうということなので、県が負担すべき人数としては 3 人程度は必要であると、こういうふうな考え方の下に 1,000 万円以内というふうな算定をさせていただきました。

また、期間についてでございますけれども、同じように負担金の方は5年間という期限を付けております。NPO等と県が協働して行う事業ということになりますと、県がその施策の推進のためには一定の責任を持って関与が必要だろうというふうなことがありますので、内容によっては長期間にわたって安定的に実施していく必要があるものもございます。その一方で、この基金による協働事業実施の目的が、団体等が期待される公共サービスの提供に当たり、十分発揮できるよう団体等と県が協力して行うモデル的な事業を先駆的に実施して、その仕組みを確立するとしているところでございます。こうしたことからこの基金による事業実施の期間につきましては、ある程度の事業実施につきまして実績が積み、モデルとしての機能が果たせる期間として5年以内という期限を設定をしたものがございます。

それから三つ目の個別の事業の部分でございますが、サポートセンターの方は個々の事業について御説明をするものはございませんが、おおむねの中で幾つかの団体の例をとりますと、実際の事業実施については当然のことながらNPO団体の方が主体的に実施していただきますが、団体の方から県に対してどういうところを役割として担ってほしいかというふうなことにしましては、非常に広報ですとか啓発、例えばこういう事業をやるんで、例えばシンポジウムをやるだとか、こういった事業に取り組むとか、そういったところで、やはり県の持つ広報力というのは非常に大きいものがございますので、そういった広報について、それから各種の行政が得られる情報などについて適宜適切に提供していただくことでもって役割分担をやっていると、こんなふうなお話も多々聞いておりますので、おおむねそういうふうな枠組みの中で各事業の中で担当の課と協議をしながら進めているというふうに認識をしているところでございます。

小野寺

先ほどの私の質問の中でもう一つちょっと触れさせていただいたかと思うんですが、これは協働ということとはちょっと外れると思いますが、NPOと民間が単独でやるということですから、ボランティア活動補助金、これが200万円以内で3年以内という、こちらの方の理由といたしますか、これは県と協働するのは、今、具体的に伺って分かりました。単独でやるものについて設定がされている根拠というものがありませんでしたら教えてください。

かながわ県民活動サポートセンター所長

補助金の限度額につきましても、事業実施をするために必要な人件費を負担という原点から、そういう意味では負担金と同じような発想でございます。先ほど申し上げましたような厚生労働省の調査報告書、これを基に先ほどお話しいたしましたように、大体一人当たり350万円程度というふうな形を見込んでおりまして、補助する人数としては1人分プラス諸経費で約400万円程度、そしてその2分の1というふうな考え方でございますから、200万円という額を算出したところでございます。それから期間でございますけれども、この補助金の方は負担金と異なりまして委員お話しのとおり、県と協働してというよりはその団体の活動が

より活性化していく、より大きく展開していくための奨励的なものというふうなことでございますので、ボランティア団体等の自主性、自立性を尊重して公平性という観点から、特定の分野、事業に偏らない、既得権とならない範囲で3年間という期間を設定をさせていただいております。さらに、事業を新たにスタートさせてから一定の軌道に乗るまでの期間というふうな意味合いも含んでいるところでございます。

小野寺

きっちりしたスケールに当てて、この事業だからこれぐらいの金を与えるからこれだけというような算定ではもちろんないと思いますので、今の御説明で結構だというように思いますが、これは平成13年からの事業実施ということでございますよね。そうすると、相当数の事業がもう既に終了しているというふうに思うんですけども、これまで助成が終了した事業、これは協働事業負担金による事業ということになるかと思うんですけども、助成が終了した事業というのはどれぐらいあるんですか。

かながわ県民活動サポートセンター所長

協働事業負担金による事業は平成19年度末までに九つの事業が終了をしております。年度別に申し上げますと、助成期間終了の初年度でございました平成17年度に5事業、平成18年度に1事業、平成19年度に3事業が終了しております。

小野寺

これからも当然、順次終了する事業が出てくるかと思うんですけども、この基金21の協働事業が終わった後の展開ということについては、どういうふうになるのか基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

かながわ県民活動サポートセンター所長

基金21における協働事業は、NPO等からの提案で実施するモデル的なものでございまして、助成終了後の事業展開につきましては、県の事業の所管課におきまして、早い時期から計画的にNPO等との協議を進めまして、事業の成果に関する検証や評価を行い、県の役割を十分踏まえた上で、どちらがやるべきかというふうなことを検討することにしております。これらの事業につきましては、県としても一定の責があるものに対して応分の負担を行っているというものでございますので、事業が終了する段階で団体等に任せるべきか、県として引き続き協働して取り組む課題であるか、そういったものを判断して必要があれば予算化するなど、必要な措置をとるということでございます。

なお、現在までの助成終了後の状況といたしましては、県の事業として実施しているものが6事業、それから県との協働関係を維持しながら団体が実施事業として事業展開をしているものが3事業となっております。

小野寺

これまで九つの事業が終了していて、そのうちの六つは県が独自で今進めていると、三つに関してはこれまでの県との協力関係は維持しながら民間の団体が続けているというようなことですので、事業を終了するときに、これまで最長

で5年間やってきましたよと、その評価というのはどのようにするわけですか。これは県とNPO等の団体が自分たちで評価し合ってそれで決めるんですか。それとも例えば第三者、そういったところも入ってこの事業に対する評価をされるということですか。

かながわ県民活動サポートセンター所長

終了後の事業をどういうふうにしていくかというふうなことにつきましては、先ほどの答弁とちょっと重なりますが、5年がすぐ来るわけではございませんので、例えば4年目、5年目、そういうことで各年度ごとに団体の方からは事業提案書というのを提出していただきます。その都度、その提案の内容とか事業の進捗状況、結果としてどれぐらいできているのかという、ある意味で評価ですね。そういったものも含めまして、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会、これは第三者機関でございますけれども、評価のための機関ではございませんが、実際に負担金を使って実施する事業について、ただいま申し上げましたような観点から審査をして選考するわけですから、その時点では一定の評価がなされている。最終的に4年目、5年目で、場合によってはこういう部分については審査会の委員の方からは、こういった点ももう少し考慮して検討、相談してくださいとか、こういった部分はもう少しこういうふうにした方がいいんじゃないかというような意見も出されてきておりますので、そういったものも参考にしながら、NPO団体と県とが早いうちからどうしようかというふうなことを協議をして決めるといった仕組みになっております。

小野寺

ちょっとうがったお尋ねかもしれないのですが、六つの事業については、これは県が今独自に進行していると、もともとはこれは民間から提案があった事業ですよ、こういうことをやったらどうかと。それで県とパートナーシップを組んで、5年やってきて、5年過ぎたら、じゃあおたくらはもういいから県で自前でやるからというようなことになっているのかなというふうにも感じたんですけども、そういう場合に民間の側から、それについて何か、どうして県の方が1人で持っていっちゃうんだみたいな、そういう話はないんですか。

かながわ県民活動サポートセンター所長

個々の具体的なやり取りというのは把握をしておりますが、事業が終了しても当サポートセンターの方にはそういった団体の方々とかかわるような場面が結構ありますので、そういった場面から得られる情報等を考えますと、先ほど申し上げましたように早い時期から双方が協議を重ねて決まっておりますので、基本的には双方が理解した上でそういった段取りになっているものというふうに理解をしています。

小野寺

円満にやっているということで、それはそのように信じます。

その場合に、事業が終わった団体に対しての支援といいますか、今県が独自でやっていることもある、後はその民間が引き続きやっているものもあるわけでは

よね。そういう県からの支援というのはあるんですか。

かながわ県民活動サポートセンター所長

個々の事業について、どういった支援をしているのかということになりますと、大変申し訳ありませんが、詳細はサポートセンターの方では把握をしてございません。ただ、負担金事業を実施された団体は最長5箇年にわたりまして取り組んでいただいているところでございますし、この基金の趣旨から申し上げまして、やはりその事業の成果や実績などを活用いたしまして、より一層活発な事業展開を是非とも団体の方としてもしていただきたいといった期待は大変多いわけでございます。したがって、助成終了後の活動につきましても、できる限りの支援をしたいという気持ちは強いところでございます。

そこで、協働事業の成果や助成終了後の活動を県民の皆様や関係者の方々に知っていただくために、助成期間終了の翌年度に事業の5箇年の事業の報告書を作成をいたしまして、一般県民の方も御参加いただけるような発表の場として、公開での成果報告会というのを開催をしております。そこで団体からの発表、それから県の担当課からの報告等もなされているところでございます。また、当センターの呼び掛けによりまして、今年4月に基金21事業の実施団体によりますネットワーク組織といたしまして、基金21情報交換会というものが発足をいたしましたので、県といたしましては、今後も活用できるような助成金の情報ですとか、それから団体活動の推進に役立つ様々な情報を提供するなどいたしまして、こういった組織、行政がということではなくて、NPO同士の間で、例えば事業実施のノウハウですとか、それから様々な相談、そういったNPO間での相互協力、連携づくりができるような活動の支援を進めていきたいというふうに考えております。

さらには、団体活動をPRする機会が十分ではないというのが、非常に大きなNPO側にとっての課題であるというふうな意見がございましたので、こうした団体の広報の面を支援するために団体等の各種イベントですとか、会員の募集などを当センターのホームページや情報誌などへの掲載、そして当センターの9階には基金21コーナーという、基金21の事業に関する様々な情報が配架してあるところがございますので、そこへの配架。また市町の支援センター等にも協力をお願いいたしまして、その時々団体の活動情報が発信できるように準備をしているところでございます。このように個々の事業というよりは事業の成果の普及、それから団体間のネットワークの形成、情報の提供、広報など多面的な支援を順次進めていきたいと考えております。

小野寺

それでは、もう一方の県提案型協働事業についてお伺いをしたいんですが、これは基金21の方と違って事業期間が2年間、そして500万円以内というようなことになっています。これはどちらかというと、協働事業負担金が県とNPOとが対等な立場ということだったんですが、こちらの県提案型というのは、県の方から投げるわけですから、どちらかというと下請と言ったら言葉は悪いですけどど

も、請負というか、そんな色彩が強くなるのかなというふうに思うんですが、この金額ですとか期間ですとか、これについてもどのような考え方に基づくものなのか御説明いただきたいと思います。

NPO協働推進課長

かながわボランティア活動推進基金 21 の協働事業負担金等は、NPO等からの提案に基づきNPOの活動を促進するための支援というのが一義的な目的であるのに対しまして、県提案型事業は県が課題として認識している事項について、NPOとの協働、これはあくまでも協働ということで下請という位置付けではございません。NPOとの協働により解決を図るため、県からNPOに、主導権はあくまでも県なんですけれども、進め方は協働でという形で基本的には実施するものでございます。これは行政の様々な分野で、NPOとの協働を推進するため、部局の発意や創意に基づく主体的な取組を促すことを目的としております。そういったことから、かなりモデル的な色彩が強いということでございます。この制度による事業としては、県が行う事業として重要性、緊急性が高く、庁内において協働事業のモデルとなるものを想定しています。できる限り、より多くの部局、先ほどの答弁にも協働の文化という話がありましたけれども、庁内のいろいろな部局がこの制度をきっかけとして協働事業に取り組むことによってそれぞれの部局、それぞれの事業分野で協働事業のノウハウを蓄積されることを目指しております。したがって、予算措置も2年という短めで、金額も200万円という形で設定されております。

小野寺

この県提案型協働事業についても順次、期限が終了していくわけなんですけれども、こちらの方の事業の終了後の取扱いはどうなっているのか。例えばこの中、今日いろいろ御説明いただいた中でも、多重債務者対策事業なんていうのがありますよね。これは終着点があるのかないのか分からないようなそういう事業だというふうに思うんですけれども、こういったものについても終了後どうなっていくのか、その点についても御説明いただきたいと思います。

NPO協働推進課長

御指摘のとおり、県提案型事業は県から提案して協働事業を実施するということですので、しかも短期間ということですので、当初から事業の期限終了後を見据えて実施に当たるといことは、これは基本の考え方としてあります。このことから、事業の実施部局が期限終了後、事業の継続の必要性がある、2年間ですけれども、この事業の手ごたえを感じたという場合、早期に担当部局において、担当部局の予算という形で確保する形に切り替えることが望ましいと考えております。実際、本制度の予算終了後の状況を見ますと、19年度までに予算終了した9事業のうち、何らかの形で県として事業化しているのが6事業、NPOの方が引き続きNPOの事業としたものが2事業という形で、ほとんどの事業は継続、実施されているということになります。したがって、短期間、短期勝負でその後のことまで、当初から念頭において事業を進めていくという形になっております。

小野寺

最後、いろいろ問題がありますけれども、今御説明いただいたように、長期性、安定性が求められる事業もあれば、緊急性が求められるもの、いずれにしてもモデル事業的な色彩が強いのかなというふうにも思います。そういうこともありますし、また県の財源にも限りがありますから、当然その事業が終わっているときというのは、これはもう必ずあるわけですよ。そのときに、いずれにしてもただ、この事業は重要であるからこそ、県民との協働、民間団体との協働ということで採択された事業ですから、今御説明にあったように継続性というのが大変重要になってくるだろうというふうに思います。ですから、期限が到来した後においても、その事業の成果ですとか、また課題も残されていると思いますので、そういったものを十分に吟味していただいて、その終了後の展開については今日御説明いただきましたけれども、NPO等の団体とよく協議をして適切な、かつ、十分な御対応をお願いしたいという御要望をさせていただいて私の質問を終わります。